

月極・定期利用規約

第1条（目的）

本規約は、ビットデザイン株式会社（以下、「当社」といいます。）が管理する駐車場または駐輪場（以下、「駐車場等」といいます。）について、その月極・定期利用（以下「本サービス」といいます。）に関する条件を、本サービスを利用するお客様（以下、「利用者」といいます。）との間で定めるものです。

第2条（本サービスの種類）

本サービスには、利用者専用の車室が確保されている月極契約と、専用車室が確保されていない定期利用の2種類があります。

第3条（規約への同意）

1. 利用者は、本規約の定めに従って本サービスを利用しなければなりません。月極契約者は駐車場賃貸借契約を締結した時点で、定期利用者は本サービスの申込みをした時点で、本規約に同意したものとみなします。
2. 本サービスの利用にあたっては、当社ウェブサイトおよび駐車場等施設内に設置の看板等に記載された駐車場利用約款または駐輪場利用約款（以下、「駐車場等利用約款」といいます。）に同意したものとみなします。

第4条（対象駐車場等）

利用者が本サービスを利用できる駐車場等は、当社のお申込みサイトにて明示するものとします。

第5条（利用条件）

1. 本サービスの利用料金は、当社のお申込みサイトにて明示するものとします。また、利用料金の他に、所定の申込手数料（初回手数料）を申し受けます。月極契約の場合は、別途保証金を申し受けます。
2. 利用者ならびに利用者が申請した車両において、当社の駐車場等における過去の未精算がある場合は、毎月の利用料金と併せて未精算額を申し受けます。
3. 本サービスに関するお問合せは、マイページまたは当社ホームページ内のお問い合わせフォーム（以下、「お問い合わせフォーム」といいます。）よりお願いいたします。原則、電話での対応は行っておりません。
4. 月極契約の場合は、車庫証明の申請に必要な保管場所使用承諾証明書の発行が可能です。その際は手数料を申し受ける場合があります。
5. 本サービスの定期利用では、店舗や施設付帯の駐車場等の一部をご提供するという性質上、以下の制限があります。
 - ① 駐車場等が満車の場合は利用できません。
 - ② 入庫できる時間に制限がある場合があります。
 - ③ 年末年始などに利用できる時間が変更になる場合があります。また特定日に利用できない場合があります。
 - ④ 駐車・駐輪する車室は指定できません。
 - ⑤ 車庫証明の申請に必要な保管場所使用承諾証明書の発行はできません。
 - ⑥ 駐車場等利用時に駐車車両のダッシュボードに定期利用証を提示していただくなど、その他の利用条件がある場合があります。
6. 本サービスにおいて、利用できるエリアや階数（以下、「利用可能エリア」といいます。）や、利用できる曜日や時間（以下、「利用可能時間」といいます。）に条件がある場合があります。本サービスの利用に条件がある場合は、お申込みサイトにて明示するものとします。
また、施設等の都合により、本サービスの利用条件を改定する場合があります。この場合、事前に利用者へ通知するものとします。
7. 駐車場のシステムによっては、利用する車両を1契約で2台まで登録できる場合があります。その場合、1台目の登録車両が入庫中でも、2台目の登録車両が入庫して車両を入れ替えて利用することができます。ただし、車両入れ替えのため、駐車場内に同時に2台の車両が同時入庫状態でいられる時間は15分以内とし、15分を超えて2台の車が同時に入庫状態にあった場合は、後から入庫した車両の入庫から15分経過後に時間貸し料金が発生するものとします。この場合、当該駐車場で定められた精算方法にて精算いただくか、精算できない場合にはマイページまたは当社ホームページ内のお問い合わせフォームより精算できない旨を速やかに連絡願います。追って精算方法をご案内します。また、第2項の取り決めに基づいて、毎月の利用料金と併せて当該料金を申し受けることがあります。

第6条（提出書類）

申込には、自転車駐輪場利用の場合を除き、

・利用者の運転免許証の写し（法人契約の場合は登記簿謄本または法人代表者の免許証の写し）

および、以下の書類のいずれか（以下「車検証等」といいます。）の写しが必要です。

- ・駐車する車両の自動車検査証
- ・駐車する車両の軽自動車届出済証（排気量が 250cc 以下の軽二輪（軽二輪車）等の場合）
- ・標識交付証明書（標識（ナンバープレート）の交付を受けた原動機付自転車等の場合）

第7条（利用期間）

1. 本サービスの利用は暦月単位とします。なお、月の途中から利用を開始した場合は、利用開始日からその月の末日までを最初の 1 か月（以下「初月」といいます。）とみなします。
2. 利用者または当社からの解約の申し入れがない場合、同一条件にて継続更新とします。ただし、利用料金や利用条件等に改定があった場合は、改定後の条件にて継続更新するものとします。

第8条（料金支払）

1. 本サービスの利用料金（月額利用料金およびその他の費用を含みます。以下同様。）は、当社の定める支払日に当社が定める方法にて支払うものとします。原則は当社が指定する収納代行会社に登録いただいたクレジットカードによりお支払いいただきます。
2. 初回支払いの際は、初月分および所定の申込手数料（初回手数料）を併せてお支払いいただきます。ただし、利用開始日によっては次月分も併せて支払っていただく場合があります。
3. 月極契約において契約者は、契約者の当社への債権を担保するため、保証金を初回支払いと同時に、前項と同様の方法により、当社に預託するものとします。なお、保証金に利息は付さないものとします。
4. 月の途中から利用を開始する場合、初月の利用料金は当該月の利用日数による日割り計算（1 円未満は四捨五入）とします。
5. 初月の翌月以降は、利用者は当社が指定した毎月の決済日に次月分の利用料金を決済するものとします。
6. 利用条件に定められた利用可能エリアではない場所や、利用可能時間以外に駐車または駐輪した場合、その時間帯については当該駐車場等の一般利用者が支払う通常の時間貸し料金が発生しますので、当該駐車場等で定められた精算方法にて別途精算いただくか、精算できない場合にはお問い合わせフォームにて精算できない旨を速やかに申告するものとします。追って精算方法をご案内します。また、第 5 条第 2 項の取り決めに基づいて、毎月の利用料金と併せて当該料金を申し受けることがあります。
7. 本サービスの利用者であっても、本規約およびご利用の駐車場等に設置の看板等に記載された駐車場等利用約款に違反している状態で、当社が不正利用であるとみなした場合、別途時間貸し料金を精算いただくことになり、最大料金等の割引料金を一切適用しない場合があります。
8. 当社は、物価の変動、近隣駐車料金その他の経済情勢の変動により、利用料金が不相当となった場合、これを改定することができます。この場合、改定日の 1 か月前までに利用者に通知するものとします。
9. 利用料金に含まれる消費税分については、消費税率の変動に伴い、当然に増減するものとします。
10. 支払い済みの利用料金の返還はしません。
11. 定期券等の貸与物がある駐車場等において、当社からの貸与物を紛失または破損した場合、利用者はただちに当社に届け出るものとします。その際、利用者は再発行手数料として所定の手数料を支払うものとします。なお、紛失または破損により再発行する場合、再発行の貸与物が利用者の手元に届くまでの間は、利用者は本規約に基づく当該駐車場の利用はできないものとします。この場合、当該駐車場等の一般利用者が支払う通常の時間貸し料金を支払うことで当該駐車場を利用することを妨げるものではありません。
12. 当社が利用者の不正利用等を確認した場合、事前の通知なく当社の判断で、定期券等や車両登録の無効措置を講ずることができるものとします。

第9条（決済不能）

1. クレジットカード会社の規約により本サービスの利用料金の支払いが承認されなかった場合、または当該クレジットカードの会員資格を喪失した場合、その他の事由により当該クレジットカード会社による当社に対する本サービスの利用料金の立替払いがされなかった場合は、当社は利用者に対し、立替払いのなされなかった料金の支払いを請求し、利用者は当社が定める期日までに当社が定める方法で当該料金を支払うものとします。
2. 本サービスの継続を希望する場合は、当社指定の期日までに、有効なクレジットカードを再登録するものとします。
3. 当社指定の期日までの支払いが確認できないことが 2 回発生した場合、または当社指定の期日までに有効なクレジットカードの再登録をしていただけない場合、当社は本サービスの提供を停止または終了することができるものとします。
4. 本サービス提供の停止中および終了後の駐車または駐輪については、その駐車場等の通常の時間貸し料金をお支払いいただきます。

第10条（解約）

1. 利用者が本サービスの解約を希望する場合は、マイページまたは当社ホームページ内のお問い合わせフォームにてその旨を連絡してください。ご連絡を受けた日の翌月以降の月末日での解約となります。ご連絡をいただき次第、追って当社から解約の手続きをご案内します。

2. 当社が本サービスの利用の解約を希望する場合は、その旨を利用者に通知します。当社が通知した日の翌月末日での解約となります。
3. 利用開始後であっても、駐車する車両が駐車枠内に収まらず、安全な駐車場運用ができないと当社が判断した場合は、即日解約できるものとします。この場合、利用者が当社に支払った利用料金のうち、解約日以降の当月分およびそれ以降分の利用料を全額返金いたします。ただし、初回手数料の返金はしないものとします。

第11条（本サービス提供の終了）

1. 駐車場等が、併設店舗・施設の閉店・改装等により一時的に、または恒久的に閉鎖されるなど、本サービスの提供ができなくなる場合、もしくは店舗・施設の都合により本サービスの提供を中止する場合は、終了日の1か月前までに利用者にその旨を通知します。
2. 前項の場合においては、決済済みの利用料金の内、本サービスの利用ができない期間分の利用料金を日割り計算により算出して（1円未満は四捨五入）返金します。ただし、初回手数料の返金はしないものとします。

第12条（禁止事項）

本サービスの利用に際して、以下の事項を禁止します。利用者が以下の禁止事項に該当した場合、または、以下の禁止事項を行ったことが判明した場合は、当社は即座に本サービス利用を解除できるものとします。その際、当社は決済済みの利用料金の返金はいたしません。利用者は定期券等の貸与物がある駐車場等の場合は、速やかにその貸与物を当社へ返却しなければなりません。

なお、以下の禁止事項に該当した利用者は、違約金として5か月分の利用料金に相当する額を遅滞なく当社に支払うものとします。ただし、当社においてこの違約金を超える損害が発生した場合には、該当利用者は駐車場等利用約款に基づき不正利用とみなし、最大料金等の割引料金を一切適用しない場合があります。

- ① 第5条の車検証等の写しを提出した車両以外を駐車すること。（ただし、事前にマイページまたは当社ホームページ内のお問い合わせフォームにて申告・登録されている場合を除きます。）
- ② 当社ウェブサイトおよび駐車場等施設内設置看板等に記載された駐車場等利用約款に違反すること。また、利用可能時間に関して、定期利用の場合は原則駐車場等利用約款通りとし、やむを得ない場合でも連続3週間までとすること。（ただし、事前に当社の許可を得た場合や月極契約の場合は、この限りではありません。）
- ③ 車両にカバーをすること。
- ④ 連続3週間を超えて車両を放置すること。（ただし、事前に当社の許可を得た場合や月極契約の場合は、この限りではありません。）3週間を超えた場合は駐車場等利用約款に基づき不正車両と見なし、最大料金等の割引料金を適用しない時間貸し料金を当該駐車場等で定められた精算方法にて別途精算いただくか、精算できない場合にはお問い合わせフォームまたは当社ホームページ内のお問い合わせフォームにて精算できない旨を速やかに申告するものとします。追って精算方法をご案内します。また、第5条第2項の取り決めに基づいて、毎月の利用料金と併せて当該料金を申し受けることがあります。
- ⑤ 場内に車両以外の物を置くこと。
- ⑥ 車内外が汚れた車両や不衛生な車両を停めて他の利用者や近隣住民等に迷惑となること。
- ⑦ 車体が破損、もしくはタイヤがパンクしている車両を停めること。
- ⑧ 車両を施錠せずに停めること。
- ⑨ 場内でナンバープレートを外したり付け替えたりすること。
- ⑩ 場内で洗車、車両の清掃や修理をすること。
- ⑪ 別途当社からの指示がある場合に、その指示に従わないこと。
- ⑫ 本サービスの利用を申し込む際に、虚偽の申告をすること。
- ⑬ 本規約に違反すること。

第13条（事故・盗難等）

駐車場等内での事故・盗難等による損害、並びに天災など予測不可能な事態により駐車場等の利用が不可能となった場合の損害については、当社では一切その責任を負いかねます。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 本規約の利用者は、自らが、本規約に同意してサービスを利用開始した日において、下記の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないことを当社に表明し、かつ将来にわたっても該当しない事を確約するものとします。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員

- ③ 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧ 特殊知能暴力集団
- ⑨ その他前各号に準ずる者

2. 利用者が反社会的勢力に属すると判明した場合は、利用者は当社が行う一切の措置に異議を唱えないものとする。

第 15 条（準拠法および合意管轄裁判所）

本規約の準拠法は、日本法とします。本規約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条（本規約の変更）

当社は、利用者の事前承認なしに、本規約についてその変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に関して適切な方法で利用者に通知をしたうえで変更することがあります。この場合の効力は、変更内容を当社ホームページに掲載または適切な方法で利用者に通知した日より生ずるものとします。

2021 年 7 月 5 日制定（WEB 申込クレジットカード決済専用）

2025 年 3 月 10 日改定